

○14番(大崎 潤子君) おはようございます。

今年最後の一般質問となりました。国会においては憲法で保障されている知る権利、表現の自由、基本的人権を脅かす特定秘密保護法案が審議をされ、本日参議院で採決される流れとなっているようです。多くの国民が慎重、廃案を求めている状況を一言申し上げます。

さて今12月議会では、1点目、政策について、2点目、介護保険について、3点目、図書館について、4点目、秘密保護法案についての質問を行います。明解な答弁、よろしくお願いをいたします。

町長は就任をされ、3年目の後半に入りました。みんなでつくる私の政策として19の政策を発表されました。政策の中で15、16、私たちも共鳴できる政策だと考えています。本来は1から19の政策を1つずつ尋ねてみたいのですが、時間が限られておりますので、今回は5項目について質問をいたします。

1点目は政策5、町民との協働の仕組みづくりはどうなりましたでしょうか。

2点目は政策9、農業振興について、今回の大きな目標として喜び農業推進事業の取り組みが始まりました。需要調査、予測調査はどのように実施されていますでしょうか。

3番目、政策10、エコタウン構想とごみ処理機全戸配付はどのようになりましたでしょうか。

4点目、政策13、福祉のまちづくり、オープンハウスはどうなりましたか。

5点目、政策14、ネオポリスの再生計画はどのように進んでいますか、お願いをいたします。

次に、行財政改革の名のもとで若者定住促進事業補助金、出生・小中学校入学祝金、ふるさとづくり事業補助金などが廃止や交付金制度に変更となりました。今年度削減された額はいくらですか。一方、新規事業や住民サービスにどのように反映されていますでしょうか、お願いをいたします。

次に基本方針の1つとして、ごみ減量とリサイクルの推進を掲げながら、ごみ処理機補助金は削減されました。ごみ減量を掲げながらなぜですか。

以上の点について、町長に答弁を求めます。

○議長(藤田 興一君) 水谷俊郎町長。

○町長(水谷 俊郎君) おはようございます。

大崎議員のいくつかの質問にお答えをさせていただきます。

まず、私の選挙公約の達成度につきまして、ご質問をいただきましたので、順次お答えをさせていただきますと思います。

これからのまちづくりは、物の豊かさより、心の豊かさや生活の質を高めることが重要であり、持続可能な地域づくりを進めていかなければならないと考えております。

こうしたことを基本に選挙公約を掲げておりますが、ご質問いただきました項目に沿って、ご答弁を申し上げます。



いずれにいたしましても、私の選挙公約には、既に取り組んでいるもの、これから取り組もうとするものなど、いろいろございますが、住民ニーズの動向や行政計画との整合も図りながら、町民の皆様との約束でございますので、その実現に向けて、鋭意進めてまいりたいと考えております。

2点目の行財政改革について、お答えをいたします。

行財政改革の取り組みといたしまして、平成24年度では、主に補助金の見直しに取り組み、平成25年度予算との比較で、まちづくり事業補助金など、出生祝金・小中学校入学祝金制度を見直した結果、約4,000万円の削減となっております。

また、定住促進事業補助事業が終了したことにより3,300万円の削減となりました。

これらの見直しにつきましては、補助金交付の目的や効果において、公益上必要であると認められるかどうかという観点から見直しを行ったものであり、削減額を新たな事業など、ほかの経費に充てるためのものではなく、一般財源化をいたしております。

次に、平成25年度予算での新規事業の主な住民サービスといたしましては、発達支援事業、風しんワクチン接種費用助成、障がい者福祉施設整備事業、16年一貫教育プラン及び子どもの権利条例策定事業、5歳児保育料等の負担軽減などを実施いたしております。

今後、急激な高齢化が予想され、住民福祉を向上させる上で、財政の健全化が不可欠と考えるところでありまして、行財政改革は今後も引き続き行ってまいりたいと考えております。

最後に3点目の生ごみ処理機補助金についてでございますが、この補助制度は、生ごみの減量化及び再資源化を目的として設けておりますが、生ごみ処理機の市場価格やこれまでの交付実績、近隣市町の補助額を調査した上で、これまでの最高5万円の補助限度額を今年度から3万円に改定をさせていただいたもので、これからもごみ減量化を進めていく方針には何ら変わるところがございませんので、議員各位におかれましてはこれからもよろしくご理解を賜り、ご協力をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長(藤田 興一君) 大崎議員。

○14番(大崎 潤子君) 答弁ありがとうございました。

1点目の町民との協働の仕組みづくりについてですけれど、来年度から市民活動センターというのを本町に置いて、多分担当課をつけて進めていかれるのではないのかなというふうに思いますけれど、そのあたりの組織がどのようになっていくのかというのが1点と、町長もおっしゃったように、NPOを中心として、これから活動をしていきたいということをおっしゃっております。それで先般、出席はしましたけれど正式な名称を忘れてごめんなさい、防災の関係でNPOを中心にそういう会合が持たれましたけれども、非常にいい取り組みであるとは思いましたが、残念ながら出席者が少のうございました。

それで1つ思うのは、NPOをプラス、行政もきちっと危機管理課、そして自主防災組織というのもあるわけですので、その辺の連携をとっていくということがとても大切ではないか

というふうに思います。だからそういう人たちも含めたNPOの取り組みというか、その辺の働きかけについてはどのようにお考えなのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長(藤田 興一君) 水谷町長。

○町長(水谷 俊郎君) 市民活動支援センターの組織につきましては、まだ今、協議をしてまして、例えばそこに置く担当者を行政の人間にしているものかどうかということもひっくるめて考えておりました、これからまだ議論をさせていただくところがございますので、またはっきりしましたらご報告を申し上げたいと思います。

それから先ほどのNPOのとういん防災ネット、この間、関西大学の川田先生が来ていただいて、非常にいいご講演をいただき、いいイベントをしていただいたと思います。私もこんないいイベントが、聞いていただく方が非常に少ないので、本当に残念だというふうに思っておりますが、議員今述べられたとおり、NPOの防災ネットの主催とはいえ、こういうことは行政が自分たちが手段だという気持ちでやっていただかないと、なかなかこういうものは広まらないというふうに思っていますので、本当に恥ずかしいなという思いでおりますので、これからはもう少し連携をきちっとするようにしていきたいというふうに思っています。

○議長(藤田 興一君) 大崎議員。

○14番(大崎 潤子君) 町長がおっしゃるように、とても大切な部分だと思います。そういう市民活動センターができたはいいけれども、そういうふうにきちっと連携ができなくて、ちぐはぐになるようでは大変住民も困るし、防災、とてもいい講演でしたので残念な部分もありますけれど、そういうことがないように、きちっとした本当の協働の仕組みづくり、行政も入れ、そういうのを真剣に考えていただきたいし、来年度また組織の変更ということがございますので、そのあたりでもきちっとして、町民の皆さんや庁舎内でのぎくしゃくがないような形で、今から段取りよくお願いをしたいというふうに思います。

農業については、今回初めて町単独で一定の金額をかけていただいて、今進めていただいておりますので、その成果が出るような形で来年度もきちっと継続をしていただきたい、そのように思います。

ごみ政策については、町長も減量については非常に力を入れてみえることはよく承知いたしております。それでごみ処理機については、交付実績から見て、そして近隣町村を調査した結果、5万円を3万円に引き下げましたということですが、5万円の時にも、このごみ処理機を利用される方がだんだん少なくなっているんですけど、利用者が少なくなったから減額をしていかれたのか、その辺はどうなのでしょう。ごみ減量を進めていくからには、一定の補助金があって、いろんな形でPRをしながら進めていただかないことには、ごみは減らないというふうに思うんですね。その辺について、お願いいたします。

○議長(藤田 興一君) 水谷町長。

○町長(水谷 俊郎君) このごみ処理機につきましては、市場価格なども調査してまして、結構今、いいものが値段も下がってきているということもあるんですね。例えば私も

この間、1万円の物を買いましたけども、非常にいいというか、水分を飛ばすだけなんですけど、用途をいろいろ限って考えれば、電気代も非常に少ないし、水分を飛ばすだけなら十分だなど思うようなもの、それも桑名市で製造されているので、地元みたいなものでしょう。そういうものが1万円で手に入るとか、いいものがどんどん今下がってきてますので、いろいろ研究されてご購入いただければ、割と手軽に入るのかな、そういうことも含めて、実績も含めて5万円も要らないなと、3万円でいいなということで下げさせていただいたということもあります。

よろしく願います。

○議長(藤田 興一君) 大崎議員。

○14番(大崎 潤子君) 今、いきさつをお聞きしましたら、なるほどなという部分もございました。そういうことでしたら、ぜひ地元でいいものがあるならば、やはりPRをしていただいて、1万円前後で購入できれば、利用する方も、もっともっと逆にいえば増えるような気もいたしますので、町長、僕もこういう物を買いました、ぜひ使ってくださいというような形で発信をしていただければすばらしいことかなというふうに、今ふと思いましたので、よろしく願いをしたいというふうに思います。

それで先ほど行財政改革の中で、約7,300万円ぐらいを削減しましたということでした。それで一般財源化をしたということをおっしゃっているんですけど、多分これは来年度もまた一定の金額の削減があるのではないのかなというふうに考えているところです。住民の生活に支障が来ないよう、しっかりと対応していただきたい、コミュニケーションをとって、これだからあなたのところは削減をしなきゃいけない、これはプラスしましょう、そういう取り組みをきちっとしていただいて、それをきちっと公表していただく、そういうことがとても大切ではないかというふうに思います。

そして一般財源化をしたから、次はこういうものは、という形にはならないということをおっしゃいましたが、今年度は子どもたちのためのところに、発達支援室をつくっていただいて、そういう子どもたちをきちっと支援し、いい方向に持っていく、16年一貫教育という形で、東員町としてのすばらしい教育をやっていきたいという形で今頑張っていると思いますので、そのあたりはしっかり評価はいたしております。ですからその評価が、きちっと町民の中に見れるような形で情報を提供していただくようお願いをして、次の質問に入りたいと思います。

2点目は介護保険について、社会保障改革プログラム法案は消費税増税と一体で、社会保障制度を見直すスケジュールを示した法案で、介護、医療、年金、保育の各分野で改革の内容を定めています。

介護保険については要支援者を保険給付から外す、特養入居者を要介護3以上に原則制限、一定所得以上は利用料を1割から2割に、などの改悪を計画しています。全国では要支援1・2と認定されている方は154万人、そのうち約100万人が利用しています東

員町では139人で、約56%の78人が予防給付として訪問介護やデイサービスなど、そして訪問看護、訪問リハビリテーションなどを利用しています。

9月4日、介護保険部会に厚労省が示した案は、1、要支援1・2の予防給付は段階的に廃止、市町村が実施している地域支援事業に移し変える、2、提供されるサービスは全国一律の内容、参加等によるものではなく、内容、料金は市町村の裁量で決める、3、担い手はボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人など、効率的に活用するというものです。

同様の仕組みは既に介護予防、日常生活支援総合事業として、前回の法改正で導入されています。現在は総合事業を実施するか否かは市町村の判断に委ねられていまして、要支援者からは必要な支援を取り上げることになる、サービスの質を担保する基準もないなど、批判が強く、今年度になっても実施自治体は44にすぎません。それを全ての自治体、全ての支援者に押しつけるのが今回の法改正だと思います。

しかし要支援1・2の利用者と国基準の介護保険給付から全面的に切り離し、市町村事業に丸投げする方針は、軽度の介護者外しは許されないとの批判と運動の広がり、全面改定は断念させましたが、要支援者の6割が利用する命綱の訪問介護と通所介護を市町村事業に移行する方針は撤回していません。もし実施となれば、財政や人材面での対応を伺いたいと思います。

次に10月から通所型予防事業の内容変更がありました。いきいきサロンに通所している方から、回数が減り、本当に寂しくなりましたという声が届きました、との取り組みについての状況を伺います。

認知症に対する町の取り組みは、認知症サポーター養成事業として、キャラバンメイト連絡協議会、オレンジハートの会3回開催、サポーター養成講座11回など、実施サポーター数は2,093人、これは平成24年度実績でございます。県下でも東員町の事業は進んでいると思います。

全国的に高齢者が増えれば認知症の方も増えてきている現状がございます。今いろいろな取り組みが全国的に紹介されるようになりましたが、東員町として地域住民との連携はどのようでしょうか、お答えください。

介護保険は介護の社会化で出発をし、その後、予防重視とあって、要支援者の利用を制限してきました。今度は市町村任せにする自立自助、家族相互の助け合いとあって、公的責任を放棄することは許されません。財政面も含めて、国が責任を果たすよう、しっかりと国に声を届けるべきだと考えますが、生活福祉部長の答弁を求めます。

○議長(藤田 興一君) 岩田利弘生活福祉部長。

○生活福祉部長(岩田 利弘君) 大崎議員の介護保険についてのご質問にお答えさせていただきます。

1点目の、来年度の法改正に向け、財政面や人材面での対応についてでございますが、平成27年度の介護保険制度の改正において、要支援に対する介護予防給付について

は、市町村が地域の実情に応じ、住民主体の取り組みを含めた多様な主体による柔軟な取り組みにより、効果的かつ効率的にサービスの提供をできるよう、地域支援事業の形式に見直すことを、現在国において議論、検討されております。

とりわけ、訪問介護、通所介護については、人員基準等を緩和し、既存サービスに加え、多様な担い手による生活支援や配食サービス、見守り、安否確認などもサービスに取り入れることが可能となり、多様なサービスを推進することができると考えられます。

制度改正に係る財政面や人材面での対応については、制度の詳細が未確定であるため、今後の国の動向を見据え、情報を的確に把握し、準備に努めてまいります。

2点目の通所型介護予防事業の変更についてでございますが、通所型介護予防事業については、地域支援事業の2次予防事業として、介護認定を受けていない65歳以上の方を対象に基本チェックリストを配布し、返信いただいた回答の中から、転倒予防、口腔機能向上、うつ・認知予防などの、予防の取り組みが必要と思われる方を対象に事業を実施しております。

ご質問の町社会福祉協議会に委託している通所型介護予防事業の変更内容については、平成25年10月から、月曜日と水曜日は、利用者の機能向上・維持に必要な項目に沿った予防メニューを取り入れ、金曜日は、9月までと同様の総合型の予防メニューを開催し、2次予防事業対象者の増加に伴う対応と、対象者の機能回復に必要な予防事業に取り組み、少しでも要介護状態とならないよう、事業内容の見直しを行いました。

平成25年10月の登録者は21名で、前月より6名の方が介護申請等の理由により減っています。

現在参加していただいている方の声としましては、「このような機会があり、参加できてよかった」、「体操など、自宅でもできる内容をいろいろ教えてもらえて役立つ」、「送迎してもらえるので参加しやすい」などの声が寄せられております。

引き続き介護予防事業については、今後の介護保険運営において重要な事業であり、より多くの方に参加いただける事業を推進してまいります。

3点目の認知症に対する取り組みで、地域住民との連携についてでございますが、認知症に対する取り組みにつきましては、地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、地域包括支援センターを中心に推進しております。

認知症になっても住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができるためには、地域住民の方の理解と協力が必要不可欠であります。

地域包括支援センターでは、広く住民の方に認知症を理解していただくため、認知症サポーター養成講座を実施しております。養成講座では、地域のシニアクラブ、元気老人サロンなどの高齢者向けの講座から、スーパーなどの従業者向けの講座、平成25年度からは町内小学5年生を対象にキッズサポーター養成講座を行い、子どもから高齢者まで、途切れなく、幅広い層の方に認知症に理解を深めていただく取り組みを進めております。

認知症サポーターは認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族に対して温かい目で見守ることのできる応援者です。今後も、より多くの認知症サポーターを養成し、地域住民、民生委員、各種団体、地域包括支援センター、行政と連携を密にし、安心して暮らせるまちを目指してまいります。

4点目の、制度改正で財政面など削減しないよう、国への要望についてでございますが、制度改正に係る財政面については、詳細が未確定であります。今後の国の動向を見据え、国費等の財源確保について強く要望してまいりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(藤田 興一君) 大崎議員。

○14番(大崎 潤子君) 答弁ありがとうございました。

先ほどの部長の答弁の中で、多様な取り組みと多様な人材で、仮に要支援1・2の方が外れた場合、あるいは東員町で、訪問介護・通所介護を地域支援事業に移して仕事をしたとしても、そのような形で取り組んでいきますということを今おっしゃったんです。NPOをはじめボランティアの活用ということも含めてだというふうに思いますが、ヘルパーさんというのは、やはりきちとした資格があって、それなりに心身ともにかかわり、そして向上させていくという大切な役割を持ってらっしゃると思うんですが、そういう方とボランティアの皆さんを同等にして事業をやるということについて、私はいかがかなというふうに思いますが、そのあたりについてはどうでしょうか。

○議長(藤田 興一君) 岩田生活福祉部長。

○生活福祉部長(岩田 利弘君) 多様な方の取り組みというのは、地域の方と支援する方と専門的な方と、いろんな方をコーディネートしながら支援していくという考え方でございます。

○議長(藤田 興一君) 大崎議員。

○14番(大崎 潤子君) 今の解釈をすると、専門の方も含めてボランティアの方も活用するという形で理解をするのかなというふうに思いますが、最初はそういう形かもわかりませんが、基本的に国は介護給付を削減をさせるための方向性として、こういうお金をなるべく削減をしていこうという形で法改正をしてきていると私は思っております。ですからボランティアを使ったり、NPOを使ったりして、安上がりな介護をしていく、それを非常に危惧をいたしますので、先ほど聞いたわけですが、そういうことが東員町で起きなければよいのですが、そういうことがあっては非常に困りますので、という形でお尋ねをしたわけですが、部長はないということですので、もう少し見守っていかなければならないのかなというふうに思います。

先ほど、まだ国できちとした方向性が出ていないので、財政面も含めて、判断しかねるという部分はあるということをおっしゃいました。それはそうだというふうには思いますが、今出ている範囲内のいろいろな対応というのはできるように思いますが、その点についてはいかがでしょうか。



○議長(藤田 興一君) 岩田生活福祉部長。

○生活福祉部長(岩田 利弘君) 法改正に向けて、訪問介護とか通所介護は、市町村に事業主体が移行することになるわけでございますけども、財政的な面では、移行した分は同じ介護保険事業の予防給付事業の中で対応するということになっておりますので、よろしく申し上げます。

○議長(藤田 興一君) 大崎議員。

○14番(大崎 潤子君) 多分、地域支援事業のほうに移っていくので、そちらのほうで対応するというふうに思いますが、先ほど言いましたように、削減がされないようお願いをしたいというふうに思うし、やっぱりしっかりとしたヘルパーさんのもと、専門職がいる中でのそういう介護を進めていただきたいというふうに思います。それでこそ安心して、この東員町に住んでいただける介護保険事業ではないかというふうに思います。

次は社協のほうに委託いたしております2次予防事業、いきいきサロンについてでございます。10月から制度が変更になりまして、月・水は機能向上の関係に使っていただいて、21の方が利用なさり、そのうち6名が介護保険のほうに異動というふうに今理解いたしました。この21人の人数というのは妥当なのか、少ないのか多いのか、そのあたりについて。もし活用できるなら、金曜日の方が総合型で何人いらっしゃるのか、その皆さんが月曜・水曜日に、また再びそこに入ることはできないのかどうか。月と水曜日については、お昼までですよ。その辺、今までは総合型のときにはいろいろな形で昼食があったり、楽しい部分もあったようにお聞きいたしておりますが、そのあたりについてお願いをいたします。

○議長(藤田 興一君) 岩田生活福祉部長。

○生活福祉部長(岩田 利弘君) 総合型のいきいきサロンにつきましては、11月末の利用者で参加者数は17名ございます。また、そのほかの曜日で口腔機能とか運動機能、生活体力づくり教室のほうで、いすに座っての体操が10名、いすから離れての体操で5名、認知症ストップ作戦、前期高齢者で7名とか、あと後期高齢者で2名、とじこもり予防のいきいき生活ということで5名、参加していただいております。

○議長(藤田 興一君) 大崎議員。

○14番(大崎 潤子君) 一つ一つ言っていましたけど、ちょっとそれはメモできませんでしたが、月曜日に何名いらっしゃるんですか。水曜日に何名いらっしゃるんですか。金曜日は何名ですか。それをお聞きしているんです。中身についてはまた聞きに行きます。

○議長(藤田 興一君) 岩田生活福祉部長。

○生活福祉部長(岩田 利弘君) 今現在、月曜日に何名とかという資料を持ち合わせておりますので、また整理したものを出示させていただきたいと思っております。

○議長(藤田 興一君) 大崎議員。

○14番(大崎 潤子君) 部長が今資料がないとおっしゃいましたが、私はちゃんと質問書を出しているわけですので、資料がないでは済まされないというふうに思います。もちろん後でいただきますけれど、この場できちっと答弁をしていくべき姿だというふうに思います。

認知症につきましては、包括支援センターのほうで頑張っていたら、それはよくわかりました。よくわかっています。サポーターの養成講座も開いていただいて、人数も本当に多いということもわかっています。シニアクラブや元気サロン、あるいは小学校5年生の皆さんにも、認知症について勉強をやっていただいている。それは大変喜ばしいことですし、広げていただきたいというふうに思います。

そういう皆さんが、どう地域、あるいは認知症の家族の皆さんとかかわって、その認知症が進んでいかにないように支援をしていくのか、認知症の人をもし見たときに、私たちはどういう声かけをし、どこどこにみえましたよという連絡網なんかは、どういうふうにしていったらいいのかなということをよく思うんですね。だから地域の皆さんとの連携というのはとても大切ですけれど、そのあたりの部分がちょっと見えませんので、お願いをしたいというのが1点です。

先般、名古屋の認知症の方が名鉄電車を20分前後とめて、その賠償という形で720万円ぐらい、家族に支払いという法律の判断が出ました。多分皆さんもご存じだと思います。こういうことがもしこの東員町で起きた場合、本当に大変だというふうに思うんですね。そういうことが起きないためにも、どういうふうな形で、地域が、家族が、行政が支援をしていくのか、その辺をどのようにお考えなのか。こういうことをすれば少しでも支援になるのかな、その辺の考えをお聞きしたいというふうに思います。

○議長(藤田 興一君) 岩田生活福祉部長。

○生活福祉部長(岩田 利弘君) 認知症サポーターにつきましては、今年度716名養成しまして、町内の累計は現在のところ2,826名で、人口の約11%の方がなっています。率でいきますと県内で4番目ぐらいの、かなり高い率になってございます。

今後またさらに養成いたしまして、身近な方々が認知症サポーターであるというような状況をつくりまして、認知症サポーターで、認知症の気づきや見守りを行っていただき、地域住民とか民生委員、各種団体、行政、また東員町には認知症地域支援推進員を配置しておりますので、認知症の相談につきましては、認知症疾患医療センターと連携して対応すると。

この前も認知症の方がみえて、シルバー人材の方が通報していただきまして、それで事なきを得たということもありますので、シルバー人材さんとか、いろんな方が認知症サポーターになっていただいておりますので、そうやって連絡を町のほうへいただくと、すぐうちのほうで動くとか、そういうふうなことをやっておりますので。

○議長(藤田 興一君) 大崎議員。

○14番(大崎 潤子君) シルバー人材センターの方も講座を出て、そういう役割をきちっと果たしていただいているということは、とても素晴らしいことだと思いますので、そういう方々が、多くの町民の皆さんがオレンジのリングを持っているわけですので、これをきちっと、私はこういう者ですよという形でアピールをしていく。これを見たら声をかけてくださいねとか、そういうこともしっかりとPRをしていただく。養成講座もすごく大切です。それはそれとしながらも、またやっぱり違うところでもきちっと認知症の皆さんをサポートしていく。そういう気持ちというのをみんなが持っていただきたい、その先頭に立つのが長寿福祉課、あるいは地域包括支援センターというふうに思いますので、そのトップが部長ですので、きちっとそういうことを徹底していただきたいというふうに思います。

そしてやはり安心して安全にみんなが暮らせる東員町をつくらせていただきたい、そんなようなことを思います。

3点目は図書館についてです。

図書館は多くの情報を共有する場所として、現在10万冊の蔵書、2名の司書を中心に運営されています。本や新聞・雑誌などは、図書収集方針に基づき選定されているようです。多くの皆さんに政治に関心を示してもらおう資料として、各政党の機関紙を置くことはできないのでしょうか。現在、北勢管内では、赤旗は朝日ライブラリー、亀山、鈴鹿、四日市市図書館、菰野町図書館に寄贈という形で置いております。

教育長の答弁を求めたいと思います。

○議長(藤田 興一君) 岡野譲治教育長。

○教育長(岡野 譲治君) 図書館についてのご質問にお答えをいたします。

図書館は、図書・記録、その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設でございますが、規模は大小さまざまであり、資料の収集・保存をどこまで行うかについては、各図書館において、資料の保存・収容能力を考慮した上、方針を定めているのが一般的であります。

本町の図書館では、新聞は一般紙10紙を収集しております。これは、新聞は日々の政治、経済、社会の動きや、暮らしなどに関する身近な情報源であり、記録でもあることから収集・保存の対象とするとともに、対立する意見のある問題については、各新聞社によって論調の違いが出ることから、利用者に対して、できる限り幅広く判断材料を提供できるようにしたものでございます。

さて、議員からは、各政党の機関紙を置くことによって、多くの住民の皆様に関心を示していただく資料としては、というご提案をいただきましたが、本町図書館の規模及び資料の保存・収容能力から見て、現状で目的は達せられるものと考えております。

また、政党機関紙を置くのであれば、それぞれの立場の資料を収集するように努めることが大切になります。しかしながら、政党機関紙は多数に及んでおり、全ての資料収集は困難と考えます。

本町図書館においては、継続的な予算の確保等の課題もありますが、今後検討課題とさせていただきますと考えております。

よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長(藤田 興一君) 大崎議員。

○14番(大崎 潤子君) 教育長に答弁をいただきました。

聞き取り調査の時にも、新聞を入れる台は10紙分しかないので、仮に政党機関紙を入れた場合は、やはり経費の面でもかさむのと、それと図書館のスペースも非常に狭いということ、教育長の答弁にございました。そして今後の検討課題ということを経理長がおっしゃいましたので、検討をしっかりとっていただきたいというふうには思います。

というのは最近、一般紙にしる、家庭で新聞をとらない家庭も増えてきているし、若い人たちもとらない方も増えてきて、そのかわり図書館に行ったり、もちろん今のハイテクを使ってインターネット等で見れるのもわかっております。

本当に図書館に行って一般紙を読んできてすごく楽しいんです、という方もいらっしゃるわけですので、そういうことも含めて、別に赤旗を置いてくださいではなくて、政党紙、いろいろございますよね。そういうのを一回、皆さんにいかがですかという形で広報していただいて、受ける側が持っていくましよう、いや、私どもの政党は結構です、そういうこともあり得るかもわかりませんので、そういうことも一度研究課題としていただきたいというふうに思います。

図書館については町民に知りたい情報を提供し、東員町の図書館に行けば楽しみが増えた、新たな知識を得ることができた、こんな図書館になるように、また町民の交流の場としての図書館になるよう、鋭意努力をしていただきたいというふうに思います。

最後の質問に入ります。

10分しかありませんので、早口になりましたらすみません。

質問通告後、11月26日に、特定秘密保護法案は自民、公明、みんなの党によって衆議院で強行採決されました。衆議院での審議時間はたった44時間でした。参議院の特別委員会でも強行採決されました。本日本会議で採決されているのかどうなのか、そんなところではないのかなというふうに思います。

この法案は、どんな世論調査でも反対する声は5割にも広がり、賛成の声は2~3割にすぎません。そして8割の国民が慎重審議を求めています。各界各層で空前の反対の声が起きています。ノーベル賞を受賞した益川さん、白川さんをはじめとする学者の会の反対声明はわずかな期間で2,006人、映画人の会の反対声明は、山田洋二さん、吉永小百合さんなど、264名もの賛同者が広がっています。国民多数の声を踏みつけにしたり、法案の強行採決は絶対に許すわけにはいきません。

国会審議の中で法案の中身が明らかになってきました。特定秘密の指定に何の歯止めもなく、秘密が際限なく広がる危険があること、国民の知る権利を蹂躪したこの法案、また基本的人権に反する法案でもあると考えます。

国民から見ると、何が秘密かも秘密です。秘密を漏らした人も、秘密も知ろうとした人だけでなく、共謀した人、そそのかした人も処罰の対象になるとされています。また、この法案は憲法の平和主義の原則を踏みにじるものだと考えます。

政府は米国と情報を共有するために秘密保護法案は必要であると主張していますが、国民の目と耳と口をふさぐ、海外で戦争する国をつくる、ここにこの法案のねらいがあると考えます。憲法9条改正へとつながっていると考えるものです。

日本国憲法の国民主権、基本的人権、平和主義を根底から覆すこの法案は廃案にすべきだと私は考えるものでございます。

町長の見解を求めたいと思います。

○議長(藤田 興一君) 水谷俊郎町長。

○町長(水谷 俊郎君) 今、国会で審議されております特定秘密保護法案について、私の考えをお尋ねをいただきましたが、中身が全然わからないというのが正直なところです。国会議員の皆さんも中身を本当にわかった上で採決に参加されているのかどうかということも、よくわかりません。

そもそも、特定秘密というのは、国の安全保障に関して特に重要な情報、こうありますけれども、具体的になかなかイメージができないというのが私の正直な感想です。また、特定秘密に指定するための第三者機関のメンバーというのがどんな人で構成されるのか、あるいは人選は誰がするのか、こういう核心となるのが何もわからない現状でございますので、この法案に関して私がコメントを申し述べるということは非常に難しいというふうに思っております。

ただ、今日、強行採決されるかどうかということもありますし、先週でしたか、憲法に保障された市民のデモについて、後で撤回はされましたけれども、絶叫戦術は、テロ行為とその本質においてあまり変わらない、といった自民党幹事長の発言がありました。

本法案や原発再稼働など、今、日本の至るところで、いろいろな反対発言というのが続出しているというふうに思っています。幹事長の発言から考えると、私もいつテロリストになるのかな、非常に不安を感じております。

少なくとも特定秘密とはどんなものなのか、国民が理解できるよう明確にしてもらうこと、政府に都合の悪い情報が秘密と定義されるようでは、国民は納得しないと思います。

また、憲法に保障された表現の自由をどのように守っていくのか、特定秘密に指定するための第三者機関メンバーは民主的に、あるいは公開の場で選ばれるよう、明確にしていきたいと思っております。

今回の件で思いますのは、秘密、つまり隠すことが中心話題となっておりますが、むしろ情報公開、特に公の情報をいかに国民と共有するのか、といった議論こそが重要なのではないのでしょうか。

日本国は民主国家であり、民度の高い社会だと思っております。特定の人のお考えが優先されるのではなく、ぜひ強行採決ではなく、もっともっと国民的議論になることを願っております。

以上です。

○議長(藤田 興一君) 大崎議員。

○14番(大崎 潤子君) 町長の答弁、ありがとうございました。

本当に隠すことが中心的になっているように思います。情報をきちっと公開をして、慎重に審議をしていかなければならないこの議案だというふうに思います。

先ほど原発ということをおっしゃいましたが、私どもの議員が、原発について資料を請求いたしましたら、135ページ、全部黒塗りで出てきました。こういうことが今後もしこの法案が通れば、自分たちの知りたいことが全部黒塗りで出てきて、さっぱりわからない。秘密の上に進められて、私がこうしていろんなことをしゃべっているのも、ひょっとしたらいろんな形で逮捕されたり、連れていかれることだってあるかもわからない。そういう表現の自由も奪われることも十分考えられるわけでございます。

町長がおっしゃったように、本当に大切な秘密保護法案、慎重に審議をしていく、そしてきちっと国民に公開をしていく、そういう姿勢を国に求めたいというふうに思います。

これで私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。